

『双生児研究』（Japanese Journal of Twin Studies）投稿規程

承認 2022 年 1 月

改定 2023 年 4 月

第 1 条 投稿内容は広く多胎に関するものとし、投稿者の資格は問わない。

第 2 条 投稿原稿は未発表原稿に限る。

第 3 条 原稿は和文ないしは英文とする。

第 4 条 原稿の種別は原著、総説、研究報告、資料、その他とする。原稿の区分は投稿者が行うが、『双生児研究』編集委員会（以下、編集委員会という。）が変更を求めることがある。

原著 (Original Article) : 独創性がある内容、あるいは新しい価値ある事実を含むもので、研究として意義が認められるもの。かつ論旨が明確であり、研究目的、方法、結果、考察など、論文としての形式が整っているもの。

総説 (Review Article) : ある特定のテーマに関連した研究論文の総括・評価・解説などの知見を、1 つまたはそれ以上の学問分野から幅広く概説し、考察したもの。

研究報告 (Research Report) : 内容的に原著に及ばないが、論文としての形式が整っており、研究の方向性が示され、価値が認められるもの。

資料 (Note) : 上記の分類に該当しないが、研究論文として記録にとどめる価値のあるもの。

その他 : 上記の分類に該当しない委員会活動報告等で、編集委員会が適当と認めたもの。

第 5 条 人および動物を対象とする研究の場合、倫理的に配慮されるものとし、倫理審査を受け、承認を得たことを論文中に記載する。

第 6 条 当該研究の遂行や論文作成において、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を論文末に記載する。

第 7 条 原稿の採否は次のように行う。

1) 査読を経て編集委員会が原稿の採否を決定する。

2) 編集委員会の判定により、投稿者に変更の修正および論文種類の変更を求めることがある。

論文種類の最終決定は編集委員会で行う。

第 8 条 本雑誌に掲載される論文の著作権は、日本双生児研究学会と著作者の両者に帰属する。

2 論文の内容についての第一義的責任は、その著作者自身が負うものとする。

3 著作者は自らの著作物を公衆送信、複製、翻訳するなどの形で利用することができる。ただし、出典を明記すること。

第 9 条 掲載論文は、原則としてすべて学会ホームページ及び J-STAGE を通じて公表する。

第 10 条 掲載料は実費相当とし、別に定める。

第 11 条 具体的な執筆要領は別に定める。

第 12 条 投稿は随時受け付けるが、原稿提出先は次のとおりである。

『双生児研究』編集委員会

日本双生児研究学会事務局内
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-7 大阪大学大学院医学系研究科
jjts.editor@gmail.com

附則

1. この規程は、2022 年 1 月から施行する。
2. この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、幹事会で行う。